

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良県は、精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

奈良県知事

## 公表日

令和6年3月22日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>1 符号管理対応機能 中間サーバーの符号管理機能に対応するための機能。</p> <p>2 情報照会支援機能 中間サーバーの情報照会機能に対応する機能。</p> <p>3 情報提供支援機能 中間サーバーの情報提供機能に対応し、既存システムが行うべき情報提供等を支援する機能。</p> <p>4 基本4情報等の出力機能 中間サーバーからの情報提供要求に対応し、個人番号および基本4情報のデータを中間サーバーに通知する機能。</p> <p>5 団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名システム端末及び既存システムからの要求に対し、団体内統合宛名番号の割り当てを行い、業務利用番号や基本4情報と紐付ける機能。</p> <p>6 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名番号を主キーとして、各情報を適切に管理する機能。</p> <p>7 未電算業務等対応機能 団体内統合宛名システム運用端末を用いて未電算業務等に対応するための機能。</p> <p>8 共通変換機能 既存システムの中間サーバー連携を支援するため、既存システムからの入出力データについて共通的に変換する機能。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 システムへログインするための認証機能およびログイン後の権限管理の機能。</p> <p>10 システム管理機能 システムの安定運用のために必要な機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 （ 中間サーバー ）</p>
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、税務総合システムなど既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 (※1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p> <p>1 符号管理機能: 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2 情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3 情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4 既存システム接続機能: 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7 データ送受信機能: 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8 セキュリティ管理機能: 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10 システム管理機能: バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 庁内連携システム</p>



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者手帳管理システムデータベースファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けようとする住所が奈良県内にある精神障害者 ・精神疾患を有し、精神障害のため長期に日常生活や社会生活に制約を受ける方で、別に定める判定基準に該当する方、または精神の障害を事由とした障害年金を受給している方
その必要性	精神障害者の社会復帰と社会参加の促進を図るために、障害の程度に応じた精神障害者保健福祉手帳を発行する必要がある。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号及びその他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・4情報、及び連絡先: ①交付申請の認定に際し、在住要件を確認するため、②本人への連絡等のため、③精神障害者保健福祉手帳の交付者の住所等を印刷するために保有</li> <li>・保健・医療関係情報: 精神保健福祉手帳の障害等級及び承認を決定するために保有</li> <li>・年金関係情報: 精神保健福祉手帳の障害等級及び承認を決定するために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	奈良県精神保健福祉センター

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 日本年金機構 ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他の都道府県、市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	精神障害者保健福祉手帳の承認の為の審査を行ない発行するため。	
④使用の主体	使用部署	奈良県精神保健福祉センター
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	精神の障害を事由とした障害年金の障害等級及び支給状況を確認し、精神障害者保健福祉手帳の障害等級及び承認を決定する。	
	情報の突合	・新規申請者以外の申請書は、申請書と既存のデータとの突合を行う。 ・新規申請者については、団体内統合宛名システムを介して直近の4情報(氏名、性別、生年月日、住所)と突合を行う。 ・情報提供ネットワークシステムから入手した、障害年金受給情報との突合を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する ] <選択肢> ( 1 ) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	精神障害者手帳・通院医療管理システムの管理	
①委託内容	システム改修及び保守管理	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	アイビーシステム株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 18 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	都道府県知事又は市町村長 等
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 他17事務
③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	精神障害者手帳・通院医療管理システムで管理している精神障害者保健福祉手帳保有者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を求められたら都度
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	



## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜精神障害者手帳・通院医療管理システムにおける措置＞

- ・パソコンはユーザー認証が必要な共通端末を使用する。
- ・特定個人情報は、データセンターのサーバ室で保存する。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。
- ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

＜団体内統合宛名システムにおける措置＞

- ・入退室管理システムを行っているサーバー室で管理すると共に、監視カメラによる入退室者及びシステム操作者の監視を行う。
- ・特定個人情報は、サーバー室内に設置された団体内統合宛名システムのデータベース内に保存し、バックアップは遠隔地のデータセンターのサーバ室で保存することとしている。

## 7. 備考

—

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

- ・個人番号、
- ・手帳番号、
- ・新規や更新、
- ・再開の区別、
- ・病名、
- ・市町村受理日、
- ・交付者氏名、性別、生年月日、電話番号、郵便番号、住所、
- ・障害年金受給者番号、
- ・当初交付日、
- ・承認期間、
- ・更新情報



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<p>&lt;精神障害者手帳・通院医療管理システムにおける措置&gt; 委託契約書において個人情報取扱特記事項を明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持</li> <li>・収集の制限</li> <li>・目的外利用・提供の禁止</li> <li>・漏えい、滅失及びき損の防止</li> <li>・従事者の監督</li> <li>・複写又は複製の禁止</li> <li>・再委託の禁止(承諾を受けたものは除く)</li> <li>・資料等の返還等</li> <li>・取扱状況についての指示等</li> <li>・事故発生時における報告</li> </ul> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt; 委託契約書において個人情報取扱特記事項を明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持</li> <li>・収集の制限</li> <li>・目的外利用・提供の禁止</li> <li>・漏えい、滅失及びき損の防止</li> <li>・従事者の監督</li> <li>・情報の複写又は複製の禁止</li> <li>・再委託の禁止(承諾を受けたものは除く)</li> <li>・資料等の返還等</li> <li>・取扱状況についての指示等</li> <li>・事故発生時における報告</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ O ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;精神障害者手帳・通院医療管理システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能</p> <p>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法の規定に基づき、各業務と団体内統合宛名番号の紐付けを行い、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、法規定に従い、業務以外に利用することを禁止する。</li> <li>・特定個人情報にアクセスできる職員は必要最小限とし、かつ団体内統合宛名システムにおいて業務上必要なデータのみアクセスできるように制御する。また、操作ログを記録することで、不適切な利用を抑制する。</li> <li>・ファイアーウォール、ルーター等のシステム防護措置により、団体内統合宛名システムを無権限のアクセスから保護する措置を講ずる。</li> <li>・ネットワーク上の利用制限により、庁外から団体内統合宛名システムへ接続することを制限する。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞  
 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。  
 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞  
 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。  
 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。  
 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。  
 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;精神障害者手帳・通院医療管理システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に個人情報保護に関する研修を受講させる。</li> <li>・委託業者に対して、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、秘密保持契約を締結している。</li> <li>・違反行為を行った者に対しては、その都度指導する。違反行為の程度によっては懲罰の対象となりうる。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</li> </ul> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対しては、特定個人情報を扱う業務に携わる前に個人情報保護に関する研修を行う。</li> <li>・委託業者に対して、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、秘密保持契約を締結している。</li> <li>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付けている。</li> <li>・違反行為を行った者に対しては、その都度指導する。違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> </ul>
<b>10. その他のリスク対策</b>	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</li> </ul>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	奈良県総務部法務文書課 県政情報公関係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	奈良県福祉医療部医療政策局疾病対策課 精神保健係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8683 FAX:0742-27-8262
②対応方法	問い合わせ時に、問い合わせ内容と対応内容を記録しておく。



## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年2月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月27日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号二、同条第2号二、第20条第2号口、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号、第22条第1号口、同条第2号、同条第3号、第28条第1号口、同条第2号から第10号まで、第29条第2号、第30条第4号、第31条第4号口、第42条第2号、第53条第1号口、同条第2号口及び同条第3号口 ※番号法第19条第7項 別表第二の116の項に係る主務省令は未制定	[提供側] ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号二、同条第2号二、第20条第2号口、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号、第22条第1号口、同条第2号、同条第3号、第28条第1号口、同条第2号から第10号まで、第29条第2号、第30条第4号、第31条第4号口、第42条第2号、第53条第1号口、同条第2号口及び同条第3号口及び第59条の2第1号ト	事後	根拠法令改正による修正 (法令等の改正による条項等の形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事後に報告)
平成29年7月27日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健予防課長 前野 孝久	保健予防課長 中井 康純	事後	人事異動による修正 (その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告)
平成29年7月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月	事後	実際の保有開始日を記載 (その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告)
平成29年7月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1~11 ⑦次期・頻度	照会を求められたら都度(平成26年度 実績なし)	照会を求められたら都度	事後	直近の状況を記載 (その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告)
平成31年3月8日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	対象者数の増加に伴う修正
平成31年3月8日	I 関連情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	奈良県医療政策部保健予防課	奈良県福祉医療部医療政策局疾病対策課	事後	組織改正による修正
平成31年3月8日	I 関連情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健予防課長 中井 康純	疾病対策課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更

平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ②対象となる本人の数	1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	対象者数の増加に伴う修正
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ④提供する情報の対象となる本人の数	1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	対象者数の増加に伴う修正
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ④提供する情報の対象となる本人の数	1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	対象者数の増加に伴う修正
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ④提供する情報の対象となる本人の数	1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	対象者数の増加に伴う修正
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ④提供する情報の対象となる本人の数	1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	対象者数の増加に伴う修正
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5 ④提供する情報の対象となる本人の数	1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	対象者数の増加に伴う修正
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先6 ④提供する情報の対象となる本人の数	1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	対象者数の増加に伴う修正
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7 ④提供する情報の対象となる本人の数	1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	対象者数の増加に伴う修正
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先8 ④提供する情報の対象となる本人の数	1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	対象者数の増加に伴う修正

平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先9 ④提供する情報の対象となる本人の数	1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	対象者数の増加に伴う修正
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先10 ④提供する情報の対象となる本人の数	1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	対象者数の増加に伴う修正
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先11 ④提供する情報の対象となる本人の数	1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	対象者数の増加に伴う修正
平成31年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先11 ①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の116の項 ※番号法第19条第7号 別表第二の116の項に係る主務省令は未制定	・番号法第19条第7号 別表第二の116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2第1号チ	事後	法令の制定による修正
平成31年3月8日	Ⅳ開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	総務部総務課県政情報係	総務部法務文書課県政情報係	事後	組織改正による修正
平成31年3月8日	Ⅳ開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	奈良県医療政策部保健予防課 精神保健係	奈良県福祉医療部医療政策局疾病対策課 精神保健係	事後	組織改正による修正
平成31年3月8日	Ⅴ評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年3月27日	平成31年3月8日	事後	時点修正

令和2年3月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	<p>1 符号管理対応機能 中間サーバーの符号管理機能に対応するための機能。</p> <p>2 情報照会支援機能 中間サーバーの情報照会機能に対応する機能。</p> <p>3 情報提供支援機能 中間サーバーの情報提供機能に対応し、既存システムが行うべき情報提供等を支援する機能。</p> <p>4 基本4情報等の出力機能 中間サーバーからの情報提供要求に対応し、個人番号および基本4情報のデータを中間サーバーに通知する機能。</p> <p>5 団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名システム端末及び既存システムからの要求に対し、団体内統合宛名番号の割り当てを行い、業務利用番号や基本4情報と紐付ける機能。</p> <p>6 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名番号を主キーとして、各情報を適切に管理する機能。</p> <p>7 未電算業務等対応機能 団体内統合宛名システム運用端末を用いて未電算業務等に対応するための機能。</p> <p>8 共通変換機能 既存システムの間接サーバー連携を支援するため、既存システムからの入出力データについて共通的に変換する機能。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 システムへログインするための認証機能およびログイン後の権限管理の機能。</p> <p>10 システム管理機能 システムの安定運用のために必要な機能。</p> <p>11 住民基本台帳ネットワークシステムとの回線連携機能 住民基本台帳ネットワークシステムと回線連携するための機能。</p>	<p>1 符号管理対応機能 中間サーバーの符号管理機能に対応するための機能。</p> <p>2 情報照会支援機能 中間サーバーの情報照会機能に対応する機能。</p> <p>3 情報提供支援機能 中間サーバーの情報提供機能に対応し、既存システムが行うべき情報提供等を支援する機能。</p> <p>4 基本4情報等の出力機能 中間サーバーからの情報提供要求に対応し、個人番号および基本4情報のデータを中間サーバーに通知する機能。</p> <p>5 団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名システム端末及び既存システムからの要求に対し、団体内統合宛名番号の割り当てを行い、業務利用番号や基本4情報と紐付ける機能。</p> <p>6 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名番号を主キーとして、各情報を適切に管理する機能。</p> <p>7 未電算業務等対応機能 団体内統合宛名システム運用端末を用いて未電算業務等に対応するための機能。</p> <p>8 共通変換機能 既存システムの間接サーバー連携を支援するため、既存システムからの入出力データについて共通的に変換する機能。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 システムへログインするための認証機能およびログイン後の権限管理の機能。</p> <p>10 システム管理機能 システムの安定運用のために必要な機能。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	[○]住民基本台帳ネットワークシステム	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	[○]税務システム	[ ]税務システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

令和2年3月17日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、106の項及び116の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ニ、同条第2号ニ、第20条第2号口、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号、第22条第1号口、同条第2号、同条第3号、第28条第1号口、同条第2号から第10号まで、第29条第2号、第30条第4号、第31条第4号口、第42条第2号、第53条第1号口、同条第2号口、同条第3号口及び第59条の2第1号ト</li> </ul> <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の25の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条各号</li> </ul>	<p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、106の項及び116の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号チ、同条第2号ト、第20条第2号口、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号、第22条第1号口、同条第2号、同条第3号、第28条第1号口、同条第2号から第10号まで、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号口、第42条第2号、第53条第1号ニ、同条第2号ハ、同条第3号口及び第59条の2第1号チ</li> </ul> <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の25の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条各号</li> </ul>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の16の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ニ及び同条第2号ニ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の16の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号チ及び同条第2号ト</li> </ul>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7 ①法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の56の2の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条第4号</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の56の2の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条第5号</li> </ul>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10 ①法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の106の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第53条第1号口、同条第2号口及び同条第3号口</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の106の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第53条第1号ニ、同条第2号ハ及び同条第3号口</li> </ul>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成31年3月8日	令和元年12月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

<p>令和3年3月19日</p>	<p>I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠</p>	<p>[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、106の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号子、同条第2号ト、第20条第2号ロ、第21条第1号ロ、同条第2号ロ、同条第3号、第22条第1号ロ、同条第2号、同条第3号、第28条第1号ロ、同条第2号から第10号まで、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号ロ、第42条第2号、第53条第1号二、同条第2号ハ、同条第3号ロ及び第59条の2第1号子</p> <p>[照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条各号</p>	<p>[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第4号ハ、第11条第1号ハ、第12条第1号子、同条第2号ト、同条第4号子、同条第6号ト、同条第8号子、第14条第1号ロ、同条第2号ロ、第20条第2号ロ、第21条第1号ロ、同条第2号ロ、同条第3号、同条第4号、第22条第1号ロ、同条第2号から第11号、第28条第1号ロ、同条第2号から第10号まで、第30条第5号、第31条第4号ロ、第42条第2号、第43条の4第1号ロ、第53条第1号二、同条第2号ハ、同条第3号ロ、第55条第1号子、同条第5号ロ、同条第6号ホ、同条第11号二及び第59条の2第1号子</p> <p>[照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条各号</p>	<p>事後</p>	<p>その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告</p>
------------------	---	--	--	-----------	---

<p>令和3年3月19日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1</p>	<p>提供先1 都道府県知事又は市町村長  ①法令上の根拠  ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項  ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号チ及び同条第2号ト  ②提供先における用途  児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務</p>	<p>提供先1 都道府県知事又は市町村長 等  ①法令上の根拠  ・番号法第19条第7号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項  ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第4号ハ、第11条第1号ハ、第12条第1号チ、同条第2号ト、同条第4号チ、同条第6号ト、同条第8号チ、第14条第1号ロ、同条第2号ロ、第20条第2号ロ、第21条第1号ロ、同条第2号ロ、同条第3号、同条第4号、第22条第1号ロ、同条第2号から第11号、第28条第1号ロ、同条第2号から第10号まで、第30条第5号、第31条第4号ロ、第42条第2号、第43条の4第1号ロ、第53条第1号二、同条第2号ハ、同条第3号ロ、第55条第1号チ、同条第5号ロ、同条第6号ホ、同条第11号二及び第59条の2第1号チ  ②提供先における用途  児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 他17事務</p>	<p>事後</p>	<p>その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告</p>
<p>令和3年3月19日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更となるため事前に報告</p>
<p>令和3年3月19日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク1 リスクに対する措置の内容</p>	<p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの</p>	<p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更となるため事前に報告</p>
<p>令和3年3月19日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。  ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更となるため事前に報告</p>



令和3年3月19日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	奈良県総務部法務文書課 県政情報係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	奈良県総務部法務文書課 県政情報公関係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第4号ハ、第11条第1号ハ、第12条第1号チ、同条第2号ト、同条第4号チ、同条第6号ト、同条第8号チ、第14条第1号口、同条第2号口、第20条第2号口、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号、同条第4号、第22条第1号口、同条第2号から第11号、第28条第1号口、同条第2号から第10号まで、第30条第5号、第31条第4号口、第42条第2号、第43条の4第1号口、第53条第1号二、同条第2号ハ、同条第3号口、第55条第1号チ、同条第5号口、同条第6号ホ、同条第11号二及び第59条の2第1号チ</li> </ul> <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の25の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条各号</li> </ul>	<p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第4号二、第11条第1号ハ、第12条第1号チ、同条第2号ト、同条第4号チ、同条第6号ト、同条第8号チ、第14条第1号口、同条第2号口、第20条第3号口、第21条第2号口、同条第5号口、第22条第1号口、同条第2号から第11号、第28条第1号口、同条第2号から第10号まで、第30条第3号ホ、第31条第4号口、第42条第2号、第43条の4第1号口、第53条第1号二、同条第2号ハ、同条第3号口、第55条第1号チ、同条第5号口、同条第6号ホ、同条第11号二及び第59条の2の2第1号チ</li> </ul> <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二の25の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条各号</li> </ul>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

令和4年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1	<p>提供先1 都道府県知事又は市町村長 等</p> <p>①法令上の根拠</p> <p>・番号法第19条第7号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第4号ハ、第11条第1号ハ、第12条第1号チ、同条第2号ト、同条第4号チ、同条第6号ト、同条第8号チ、第14条第1号口、同条第2号口、第20条第2号口、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号、同条第4号、第22条第1号口、同条第2号から第11号、第28条第1号口、同条第2号から第10号まで、第30条第5号、第31条第4号口、第42条第2号、第43条の4第1号口、第53条第1号二、同条第2号ハ、同条第3号口、第55条第1号チ、同条第5号口、同条第6号ホ、同条第11号二及び第59条の2第1号チ</p> <p>②提供先における用途</p> <p>児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 他17事務</p>	<p>提供先1 都道府県知事又は市町村長 等</p> <p>①法令上の根拠</p> <p>・番号法第19条第8号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第4号二、第11条第1号ハ、第12条第1号チ、同条第2号ト、同条第4号チ、同条第6号ト、同条第8号チ、第14条第1号口、同条第2号口、第20条第3号口、第21条第2号口、同条第5号口、第22条第1号口、同条第2号から第11号、第28条第1号口、同条第2号から第10号まで、第30条第3号ホ、第31条第4号口、第42条第2号、第43条の4第1号口、第53条第1号二、同条第2号ハ、同条第3号口、第55条第1号チ、同条第5号口、同条第6号ホ、同条第11号二及び第59条の2の2第1号チ</p> <p>②提供先における用途</p> <p>児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 他17事務</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

<p>令和5年3月31日</p>	<p>I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠</p>	<p>提供先1 都道府県知事又は市町村長 等 ①法令上の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第4号二、第11条第4号チ、同条第6号ト、同条第8号チ、第14条第1号口、同条第2号口、第20条第2号口、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号、同条第4号、第22条第1号口、同条第2号から第11号、第28条第1号口、同条第2号から第10号まで、第30条第3号ホ、第31条第4号口、第42条第2号、第43条の4第1号口、第53条第1号二、同条第2号ハ、同条第3号口、第55条第1号チ、同条第5号口、同条第6号ホ、同条第11号二及び第59条の2の2第1号チ ②提供先における用途 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 他17事務</p>	<p>提供先1 都道府県知事又は市町村長 等 ①法令上の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第4号二、第11条第1号ハ、第12条第1号チ、同条第2号ト、同条第4号チ、同条第6号ト、同条第8号チ、第14条第1号口、同条第2号口、第20条第2号口、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号、同条第4号、第22条第1号口、同条第2号から第11号、第28条第1号口、同条第2号から第10号まで、第30条第3号ホ、第31条第4号口、第42条第2号、第43条の4第1号口、第53条第1号二、同条第2号ハ、同条第3号口、第55条第1号チ、同条第5号口、同条第6号ホ、同条第11号二及び第59条の2の2第1号チ ②提供先における用途 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 他17事務</p>	<p>事後</p>	<p>その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告</p>
------------------	---	---	--	-----------	---

<p>令和5年3月31日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1</p>	<p>提供先1 都道府県知事又は市町村長 等          ①法令上の根拠          ・番号法第19条第8号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項          ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第4号二、第11条第1号ハ、第12条第1号チ、同条第2号ト、同条第4号チ、同条第6号ト、同条第8号チ、第14条第1号口、同条第2号口、第20条第2号口、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号、同条第4号、第22条第1号口、同条第2号から第11号、第28条第1号口、同条第2号から第10号まで、第30条第3号ホ、第31条第4号口、第42条第2号、第43条の4第1号口、第53条第1号二、同条第2号ハ、同条第3号口、第55条第1号チ、同条第5号口、同条第6号ホ、同条第11号二及び第59条の2の2第1号チ          ②提供先における用途          児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 他17事務</p>	<p>提供先1 都道府県知事又は市町村長 等          ①法令上の根拠          ・番号法第19条第8号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項          ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第4号二、第11条第1号ハ、第12条第1号チ、同条第2号ト、同条第4号チ、同条第6号ト、同条第8号チ、第14条第1号口、同条第2号口、第20条第2号口、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号、同条第4号、第22条第1号口、同条第2号から第11号、第28条第1号口、同条第2号から第10号まで、第30条第3号ホ、第31条第4号口、第42条第2号、第43条の4第1号口、第53条第1号二、同条第2号ハ、同条第3号口、第55条第1号チ、同条第5号口、同条第6号ホ、同条第11号二及び第59条の2の2第1号チ          ②提供先における用途          児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 他17事務</p>	<p>事後</p>	<p>その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告</p>
<p>令和6年3月22日</p>	<p>V 評価実施手続 1. 基礎項目評価①実施日</p>	<p>令和5年2月1日</p>	<p>令和6年2月1日</p>	<p>事後</p>	<p>時点修正</p>
<p>令和6年3月22日</p>	<p>I 基本情報 4. 個人番号の利用法令上の根拠</p>	<p>・番号法第9条第1項 別表第一の14の項          ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第14条</p>	<p>・番号法第9条第1項 別表第一の14の項</p>	<p>事後</p>	<p>時点修正</p>

<p>令和6年3月22日</p>	<p>I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠</p>	<p>[提供側]          ・番号法第19条第8号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項          ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第4号ニ、第11条第1号ハ、第12条第1号チ、同条第2号ト、同条第4号チ、同条第6号ト、同条第8号チ、第14条第1号口、同条第2号口、第20条第3号口、第21条第2号口、同条第5号口、第22条第1号口、同条第2号から第11号、第28条第1号口、同条第2号から第10号まで、第30条第3号ホ、第31条第4号口、第42条第2号、第43条の4第1号口、第53条第1号ニ、同条第2号ハ、同条第3号口、第55条第1号チ、同条第5号口、同条第6号ホ、同条第11号ニ及び第59条の2の2第1号チ</p> <p>[照会側]          ・番号法第19条第8号 別表第二の25の項          ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条各号</p>	<p>[提供側]          ・番号法第19条第8号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項</p> <p>[照会側]          ・番号法第19条第8号 別表第二の25の項</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更</p>
------------------	---	---	--	-----------	-----------------------------------

<p>令和6年3月22日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 都道府県知事又は市町村長 等 ①法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第8号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第4号二、第11条第1号ハ、第12条第1号チ、同条第2号ト、同条第4号チ、同条第6号ト、同条第8号チ、第14条第1号口、同条第2号口、第20条第2号口、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号、同条第4号、第22条第1号口、同条第2号から第11号、第28条第1号口、同条第2号から第10号まで、第30条第3号ホ、第31条第4号口、第42条第2号、第43条の4第1号口、第53条第1号二、同条第2号ハ、同条第3号口、第55条第1号チ、同条第5号口、同条第6号ホ、同条第11号二及び第59条の2の2第1号チ</p>	<p>・番号法第19条第8号 別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更</p>